

# 特定非営利活動法人 a little

## 職員給与の支給に関する規程

### 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 a little（この法人という）雇用契約書に基づき、職員の給与の支給に関する事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規程で「給与」とは給料、時間外勤務手当、通勤手当をいう。

#### (支払の原則)

第3条 給与は通貨で直接本人に支払うことを原則とする。支払い方法は、本人口座への銀行振り込みまたは手渡しとする。

### 給料

#### (給料)

第4条 給料は、別に定める正規の勤務時間による報酬であって、時間外勤務手当、通勤手当を除いたものとする。

2 給料は以下の2つの種別となり、本人の希望に基づきいずれかの方法で支払う。

#### 月給（月単位で支払う方法）

- 役職、勤務形態、業務経験、職務遂行能力、技能等を考慮して、各職員の給料を代表理事が決定する。

#### 時給（時間単位で支払う方法）

- 基本を1時間兵庫県の定める最低賃金以上とし、役職、勤務形態、業務経験、職務遂行能力、技能等を考慮して、各職員の給料を代表理事が決定する。

3 新たに採用した者に対する試用期間中（3カ月間）の給料は、第2項に定める基準月額の8割とする。

#### (時間外勤務手当)

第5条 時間外勤務手当は週40時間を越えて勤務を命じられた者に対し次により支給する。

基本月額 × ( 12 / 年間所定労働時間) × 1.25 × 時間外勤務時間

#### (通勤手当)

第6条 通勤手当は自宅より公共交通機関の利用を前提にして計算される額を支給する。

(昇給)

第7条 事務局職員の昇給については、理事会で検討し代表理事が決定する。

(支給日)

第8条 給料は、翌月月末に支払うものとする。但し、時間外勤務手当については、当該月分を翌々月月末までに支払うものとする。

(計算期間)

第9条 給料の計算期間は毎月1日より月末までとする。

(月の途中で給料に変更があった場合の取り扱い)

第10条 諸手当の変更、役務の任免等により月の途中で給料に変更があった場合は、新旧給料を各々日割計算してその合計額を支給する。

(休職期間中の給料)

第11条 休職期間中の給料は支給しない。但し、休職事由に変更があった場合は、新旧給料を各々日割計算してその合計額を支給する。

(死亡した場合の給料)

第12条 月の途中で死亡したときは当月分給料又は当月勤務予定時間給はその全額を支給する。

(年次有給休暇および諸休暇中の給料)

第13条 年次有給休暇の期間の給料は月給制の者には給料を支給する。

・業務上の傷病による公傷休暇の場合は労災保険の休業補償費相当を減額する。

(傷病欠勤中の給料)

第14条 負傷または疾病のため引き続いて欠勤したときの給料については支払わない。

(私事欠勤の場合の給料)

第15条 私事のため欠勤したときは、給料及び諸手当を日割・時間割計算によって控除する。

(出勤停止を命ぜられた場合の給料)

第16条 懲戒により出勤停止を命じられたときは給料を支給しない。

(試用期間中の者の給料)

第17条 試用の者の給料は全て時給をもって支給する。

2 試用の者が月の中途中で退職または死亡したときの手当および給料は出勤日数により支給する。

3 傷病欠勤中の給料は支給しない。

4 私事欠勤中の給料は支給しない。

(給料よりの控除)

第18条次の各号の金額は本人との話し合いの上で給料より控除する。

1. (1) 所得税
2. (2) 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料および雇用保険料
- (3) その他、この法人と職員等で協議のうえ、協定して定めた諸控除金

(退職または死亡時の支払)

第19条退職または死亡した場合に本人または遺族から請求があったときは、第8条の規定にかかわらず7日以内に支払う。ただし異議ある金額についてはこの限りではない。

### **退職金**

(退職金)

第21条退職金については、その内容、方法等については理事会で検討し代表理事が決定する。

附則：この規程は、R7年9月1日から施行する。